

大阪府庁POS 手数料¥17,600-



覚醒剤原料輸出業者指定申請

覚醒剤原料輸出業者指定申請書

覚醒剤取締法第 30 条の 5 において準用する同法第 4 条第 1 項の規定により、
覚醒剤原料輸出業者の指定を申請します。

年 月 日

住 所
氏 名

近畿厚生局長 殿

業務所の所在地及び名称	(TEL :)
輸 出 品 目	
参 考 事 項	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 収入印紙は、消印してはならないこと。
- 4 申請者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 5 輸出品目欄には、一般的名称を記載すること。
- 6 参考事項欄には、申請者が覚醒剤取締法施行規則第 9 条第 1 号から第 3 号までに規定する者のいずれに該当するかの別及び当該各号に規定する者のいずれに該当するかの別並びにその業種名その他参考となるべき事項（覚醒剤原料製造業者にあつては、その製造工程、設備及び能力の概要等）を記載すること。